## 第七十九号議案

東 京 都 都 市 整 備 局 関 係 手 数 料 条 例 0) 部 を 改 Œ す る 条

右の議案を提出する

令和七年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合

子

京 都 都 市 整 備 局 関 係 手 数 料 条例 0) 部 を 改 正 す る 条

又は 円 め、 款 に、 物 項 を 計 め 千 六 (1)算 0 别 東 「一万六千円」 円 万三千 基 当 中 を 同 0) 計 表 京 同 準若 九 該 款 項 部 画 都 に 九 + 中 千 建 第 0) 都 千九百 . 円 万七千 しく 建 兀 兀 築 七 部 市 の 二 物 第六 百 築  $\mathcal{O}$ 整 を 万 円 は が 基 款 備 Ħ 円 に 特 構 準 局 万 0 一三万 O定増 改 千 を 九 項 造 法  $\mathcal{O}$ 款 関 に、 を 千 め 円 中 関 第二 項 七 係 円 改 係 中 O手 築構 万三千 + Ŧī. 同 千 を 規 項 数 円 定に 特定構 千 条第 万二千円」 を 料 中 項 万六千円」を 造 六百円」 (3)条 万五千 円 中 に 計 適 例 に改め、 造計 万八千 万五千円」 算基準に 項 合することを 平 に、 第 に を 円 算基 万 兀 成 十二年 一号に 改 Ħ. Ŧī. 「六千 同 準 に、 適 め、 千 款 百 文は」 13 円 円 九 万 合 掲 東京 同 万 改 九 0) 兀 す 構 げ 五. 百 千 るかどう る建 め、 を を 項 項 造 万二千 円 円 (2)千 (1) 設 を 都 「二万三千 「二万三千 円 同 中 計 築 条例第七十 中 特定構 物に 款十 に、 を に、 九千 · 円 二 か 級 万 兀 0) 建 係 円 築士 を 万 九 九百円」 審 るも 造計算基準若 五. 一千円」 0) 「二万三千 七 千 九 査 百 千 K 号) 兀 0) が 0 円 以 円 万七千円」 確認 項 百 改 0 うち、 円 め、 を に、 中 を 下これ 0) に、 . 円 した しく を 同 部 らをし 万二千 構 構 万六千円」 を 項 を 万 に、 は 万三千 造設 造設 次 一三万 (4)万九千 万三千 千 中 0 に、 に、 円 円 計 ように  $\overline{\phantom{a}}$ 計 五. 13 万六千 千 に 円 K 円に、 万 を 基 級 百 円 円 改 Ŧī. づ 建 審 改 改 一千円」 千六百 め、 くも を 査 築士の構造設 正する。  $\otimes$ 円 に 万 を 「二万五千 以下」 改 五. 同 同 0) 「二万二千二 円 め 千 を 項 を 13 項 円 万四 限 (2)(3)を る。 中 同 中 を に、 円 千 万 款 万 計 「六千 円 九 13 審 十 Ħ. に改 基 百 万 几 千 万 千 が 査 円 九 五. 0) を 円 特 づ 又 円 十二の 万二千 千 千 め 百 定 は に に、 円 円 円 13 建 構 b 改 同 造 築 0) 改

第 + 九 号 議 案 東 京 都 都 市 整備 局 関 係 手 数 料 条例 0) 部 を改正する条例

別表二の項及び三の項を次のように改める。を「二万三千円」に改め、同項⑷中「二万一千円」を「二万九千円」に改める。	別表二の項及 一

第七
+
九号議案
東京都都市整備局関係手数料条例の
一部を改正する条例

事務 名称及び額		徴収時期
都市の		
低炭素化		
の促進に		
関する法		
律に基づ		
事務		
市	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	認定申請
	∜料の額は、次の⊖及び□に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請	ポ化の促進に関す のとき。
	て一の部第	る額(申請に係る
に	の項に掲げ	に額、建築基準法
	第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同款十四の五の項又は十四の六の項に掲げる額の	の項に掲げる額の
	手数料を加えた額)の手数料を加えた額)	
(一) 申請 (1)	戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)	五千八百円
定こ基 が肯定 外の建 項の規 て知事 (2) (1)以	. 1	一万一千三百円
するお	を定める省令  当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの消費性能基準等	二万三千八百円
	経済産業省・国 当该部分の末面漬の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの(平成二十八年	五万二千八百円
	土交通省令第一	
請に対 う。) 定の申 とい で 機関	令」という。) 当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの号。以下「省	九万四千七百円
	工 —	十一万九千円
炭素化	同じ。) 当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 夕をいっ 以丁	十四万八千円
る去すの促進	(省令第一条第 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 非住宅部分	一万一千三百円
第五章	定する非住宅部 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの  一項第一号に規	一万九千五百円

	合外()	担、	さがす	٠ ا ا	△ 淮 戸	 『 무
	合外の(分場以(1)	場合	されます れた 出 た 担 類	とを示いるこ	合して適	デ 号 一 項 掲 各
	宅建一戸住戸					
による場合 関する誘導基準(令和四年国土交通省 関する誘導基準(令	ネルギー消費量に の防止に関する誘 通しての熱の損失 部分の外壁、窓等を 部分を 部分を がはに関する がはに関する がは、 の防止に関する がは、 の防止に関する がは、 の防止に関する がは、 の防止に関する がは、 の防止に関する がは、 の防止に関する がは、 の防止に関する がは、 の防止に関する がは、 の防止に関する がは、 の防止に関する がは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の					同じ。)
による場合 (による場合) を当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの告示第千百六号) を当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの和四年国土交通省	量に  ・会話 ・会話 ・会話 ・会話 ・会話 ・会話 ・会話 ・会話 ・会話 ・会	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
二万二千二百円	二万七百円	二十三万五千円	十八万八千円	十四万九千円	九万四千三百円	三万一千六百円

	よる場合
	において同じ。)に
	四の項及び五の項
	の項並びに三の部
	以下この項及び二
	価する方法をいう。
	仕様基準により評
三万三千二百円	準への適合を誘導当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの
	ー消費量に係る基
	価し、一次エネルギ
	(1)の基準により評
	令第十条第二号イ
	分の外皮性能を省
	る方法又は住宅部
	基準により評価す
	十条第二号ロ(1)の
	という。)を省令第
	エネルギー消費量」
	の表において「一次
	ギー消費量(以下こ
	号イの一次エネル
	第一条第一項第一
	し、住宅部分の省令
	様基準により評価
三万百円	という。)を誘導仕当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの
	おいて「外皮性能」
	得率(以下この表に
	期の平均日射熱取
	熱貫流率及び冷房
	号イ(1)の外皮平均
	第一条第一項第二
	(住宅部分の省令
	仕様・計算併用法

分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メート	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メート	法による 標準計算 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メー	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メート	算併用法   一	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル	る場合 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メー	外の建一部分一基準によー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	同じ。)による場合 「一切のではないで、一切のでは、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切	(では、こうほう)で 法をいう。以下この により評価する方 で同号ロ1の基準当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの
の も の 。	未満のもの 二十二万九千円	ル未満のもの 十三万五千円	八万一千円	三十五万四千円	トル未満のもの 三十万四千円	未満のもの二十五万六千円	不満のもの 十七万五千円	ル未満のもの	五万九千八百円	十八万三千円	ル未満のもの 十二万円	トル未満のもの 六万六千九百円	三万八千七百円	四万四千九百四	四万二百円

第七 + 九号議案 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

する方法	いて評価	築物を用定める建	通大1	て国土交	もの	いる	算出に用	荷」、	年間熱負	囲空		において	5	り年	周囲	(1)の屋内	第一	令第十条	物及び省	的な建築	べき標準	に用いる	量のな	ギー消費	宅部分物法	モデ		
7法		。用  当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものル建	<u>E</u>		<u> </u>	· ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	7日   当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものの。	いい	· (4)	<u> </u>	上周	* て			間	(内)	7	-条  当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	0分	2条	水准	<u>```</u>	7出	消費   当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものネル		ル建	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの
		三十六万一千円					二十七万六千円					十七万一千円						十二万九千円						十万二千円			四十四万九千円	三十九万円

1、43 五	の三項うの	方証を問	1	ルー質供	什 蹩 注 趰	F 1° 7	· 頂 及 郊 バ ー オ
じ。) に 当該部 <sup>公</sup> 五の項に	及部でこの			ルギー消 件を基に 当該部公	仕様の条 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	よる場合 当該部A 当該部A	お五の三項かの項の並
当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの
八十九万六千円	七十五万八千円	六十一万五千円	四十三万一千円	三十三方四千円	二十六万六千円	五十万九千円	四十三方四千円

	よる場合	有をおうのではない とうじょう ひょうしん こうしゅうしゅう こうしょう しょうしょう しょうしょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょうしょう しょうしょう しょう	Ĩ
		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	百二万円
) K.	;計画変更認定申請兵 ;画変更認定申請手	の額は、次の①及び□に掲げる区分に応じて、次に掲げ	炭素化の促進
素化の「り吊りの大りのこり頁で掲げる頃(中の作り)	条第二項の規定に	6(申青こ系も十町こ寺宅書築長售黉合番堂とする部分が含まれる場合こおってよ当亥の分ごよこ司欽卜切りおいて準用する同法第五十四条第二項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について一	・・こ司次トリン築物について
促進に 三の項に掲げる額の手数料を加えた額、の音等七の意子匠の二の項に掲げる名	手数料を加えた短	3、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基につい、(申請に侵名計画に特別愛領書別途名署登名で名音分が含まれる場合においては当該音分ごとに同義十五の	降機一基についとに同語十里の
関する て同款十四の五の項	五の項又は十四の六の項	<b>V</b>	
法律第一申請 (1) 一戸建て	住宅		四千百円
(2)	住宅部分	形分の長面責の合計で三当立 ブメートレミ歯の の	\ F
産図 外		当該部分の財面積の合計が三百平方メートル未満のもの	カチー
機関が影響		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万六千七百円
づく低た都市		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三万七千円
築物新 素化の 炭素建 の低炭		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	六万六千五百円
運う変 関する		当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	八万三千五百円
更の認 五十四 法律第		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	十万三千円
請に対 項各号 ロ	非住宅部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八千円
る審		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一万三千八百円
せている		当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万二千二百円
を示され		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	六万六千百円
是 書 ネ ラ ラ ż		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十万四千円
れたよる		当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十三万二千円

十六万一千円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの			
九万四千六百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	場合		
五万六千八百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	法による標準計算		
二十四万八千円	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの			
二十一万三千円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの			
十七万九千円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの			
十二万二千円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	É		
七万五百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	による場		
四万二千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	算併用法 計		
十二万七千円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの			
八万四千八百円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの			
四万六千五百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		築物	
二万六千八百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	部分 基準によ イ 住宅 誘導仕様	(2) 外 の(1) 建 ノ	(0)
三万一千五百円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの			
二万八千三百円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	場合標準計算法による	担捶	
二万三千三百円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの			
二万一千百円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	よる場合 仕様・計算併用法に	F 44	
一万五千百円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの		宅	合
一万四千三百円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	る場合誘導仕様基準によ		外の場の場
十六万五千円	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの			

+ 九号議案 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例 建築物をいう。以下同じ。)の住宅部分の手数料の額は、この表の二の部一の項一の①若しくは□の①又は同部二の項一の①若しくは□の①に掲げる額とする。低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、住戸の数が一である複合建築物(住宅部分と非住宅部分とを含む

六十二万七千円	床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未添の積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の原面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の	
四十三万一千円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	
二十三万四千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千	る場合
二十五万七千円	刀当该部分の末面漬の合計が三百平方メートル未満のもの当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	標準入力
三十万四千円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	
二十五万三千円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	
十九万三千円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	
十一万九千円	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	
九万一千百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	
七万一千六百円	よ 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	宅部分 物法によ口 非住 モデル建
三十一万四千円	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	
二十七万三千円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	
二十三万一千円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	

## 第七

四項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又は同法第十八条第三項の規定に基づく建築物に関する計画の通 (1) 水の可及び口に対してあた。 当該住宅の床面積の合計が三十平方メートルと超え百平方メートル以内のもの 当該住宅の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの 当該住宅の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの 当該住宅の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの 当該住宅の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの 当該住宅の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの 当該住宅の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの 当該住宅の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの 当該住宅の床面積の合計が三十平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 当該住宅の床面積の合計が三十平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が三百平方メートルと超え五千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メートル以内のもの 三万二千二 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メートル以内のもの 三万二千八 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メートル以内のもの 三万二千八 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メートル以内のもの 三万二千八 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メートルよ満のもの 五万二千八 一万二千八 一万二千八 一万二千八 一万二千八 一万二十 一万二十 一万二十 一万二十 一万二十 一万二十 一百十 一百十 一万二十 一百万 一万二十 一百 一万二十 一万二十 一万二十 一万二十 一百 一万二十 一百 一万二十 一万二十 一万二十 一万二十 一万二十 一万二十 一百 一万二十 一万二十 一万二十 一百 一万二十 一万二十 一百 一百 一百 一百 一百 一百 一百 一百 一百 一百	口 非住宅部分						第十一条 消費性能の向   の建築物  古法律 のエネルギー の建築物  日本で夏奢華 ② ① ①外 イ 住宅部分	 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の円及び建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	場診当する。)	に曳	1 1	图 图 1	NE 9 -	Ctt+	ののかない。	一戸建て住宅以外の住宅	<b></b>	7. 人	X (2.5)	R (	(LL) 又は誘導仕様基準の審査に係るものをいう。)は、次の154併せて行う仕様基準(住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の154併せて行う仕様基準審査手数料の額(建築基準法第六条第四項の担談導仕様基準審査手数料
	該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のも	該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のも	積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のも	分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の	床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の	分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の	該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のも	次に掲げ	該住宅の床面積の合計が五千平方メートルを超えるも	積の合計が二千 平方メートルを超え五千 平方メートル以内のも	積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のも	床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のも	床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のも	床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のも	床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のも		該住宅の床面積の合計が二百平方メートルを超えるも	積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のも	積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内の	積の合計が三十平方メートル以内のも	次に掲げる額が出来では同法第十八条第三項の規定に基づ次に掲げる額が出来が出来が出来が出来が出来がある。

二十二万九千円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	
十三万五千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	
八万一千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	標準計算法による場合
三十五万四千円	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	
三十万四千円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	
二十五万六千円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	
十七万五千円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	
十万円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	
五万九千八百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	仕様・計算併用法による場合
十八万三千円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	
十二万円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	
六万六千九百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	
三万八千七百円	2.5場合 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	② (1)以外 イ 住宅部分 仕様基準又は誘導仕様基準による場合
四万四千九百円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	項において同じ。)による場合項において同じ。)による場合
四万二百円	こり夏女がいの基   当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のものび同号ロ(1)によ	重にくいずおいらげまという。 り評価する方法又は省令第十条第二号イ(1)及び同号ロ(1)の基 標準計算法(省令第一条第一項第二号イ(1)及び同号ロ(1)によ
三万三千二百円	による場合   当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のものへの適合を仕様   当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のものへの適合を仕様	この項、三の項及び六の項において同じ。) に 基準若しくは誘導仕様基準により評価する方法 事権 (1) (一次エネルギー消費量に採る基準 (1) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7
三万百円	イリの基準とよ   大学   大学   大学   大学   大学   大学   大学   大学	一条第一頁第二号イ川皆しくよ第十条第二号イ川の基準により評価もろ方法又は住宅部分の外皮性能を省令第一章第一号中川若しくは第十条第二号中川 当睦を省令第一条第一項第二号中川 当世の人の一次エネルギー消費 計算併用法(住宅部分の外皮性能を仕様基準若しくは一様を非算併用法(住宅部分の外皮性能を仕様基準若しくは一様を
二万二千二百円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	
二万七百円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	合 (1) 外の場 (1) 一戸建 仕様基準又は誘導仕様基準による場合 て住宅
二十三万五千円	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	
十八万八千円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	
十四万九千円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	
九万四千三百円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	
三万一千六百円	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	
一万九千五百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	

(→)	生だり サール 建築物 建																							
出又は変更計画提	建築物エネルギー消																							
(1) 一戸建て住宅	消費性能確保計画														か は は は は か は は か は は が は は が は が は が が は が が が が						の処理施設を	方易及が火を 理に供するも ロ 非住宅部公		
	画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、						じ。)による場合	F44という。三の頁をがたの頁において司定した一次エネルギー消費量を用いて評価する標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算						による場合	まと、う。三り頁をパトり頁こお、て司ご。 用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方 モデル建物法(一次エネルギー消費量の算出に						らいう。以下同じ。)のみの場合。 ジャタガギー ごみ 炒ま するん	「局及が大幸場、い音場、汚勿心里場、ごさ先却易とう也理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売非住宅部分の用途が工場等(工場、危険物の貯蔵又は処		
	手数料の額は、次の円及び口に掲げる区分に応じて、次に掲げる額数料	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	る当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものに	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの
四千百円き	重知の 変更計画変更計画	百二万円	八十九万六千円	七十五万八千円	六十一万五千円	四十三万一千円	三十三万四千円	二十六万六千円	五十万九千円	四十三万四千円	三十六万一千円	二十七万六千円	十七万一千円	十二万九千円	十万二千円	二十三万五千円	十八万八千円	十四万九千円	九万四千三百円	三万一千六百円	一万九千五百円	一万一千三百円	四十四万九千円	三十九万円

第七 + 九号議案 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの			
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの			
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの			
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	仕様・計算併用法による場合		
	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの			
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの			
四万六千五百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの			
二万六千八百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	物 イ 住宅部分 仕様基準又は誘導仕様基準による場合	(2) の建(1) 集物 物	
三万一千五百円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの			
二万八千三百円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	標準計算法による場合		
二万三千三百円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの			
	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	仕様・計算併用法による場合		
	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの			
	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	口以外の場   口 一戸建	合 (-)
	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの			
	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの			
	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの			
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの			
二万二千二百円	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの			
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの			
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	中 非住宅部分		判能 演音性
	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
八万三千五百円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの		提出され	
六万六千五百円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの		として印	
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		条第一項	
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		に関する法律性能の向上等	条第三項 に関 は第十二 性能 第二項ヌ ネル
-	三田子子 へんく お上神 く イーデン・ニー・コー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45	デー当費 の建築物	

五十三万一千円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの		
四十三万円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		
三十万一千円	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		
二十三万四千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの		
十八万六千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	標準入力法等による場合	
三十五万七千円	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		
三十万四千円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの		
二十五万三千円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの		
十九万三千円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		
十一万九千円	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		
九万一千百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	\$\frac{1}{2}	6
七万一千六百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	り易合 非住宅部分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	り非った。
十六万五千円	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		
十三万二千円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの		
十万四千円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの		
六万六千百円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		
二万二千二百円	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		
一万三千八百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの		
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	非住宅部分の用途が工場等のみの場合	디
三十一万四千円	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		
二十七万三千円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの		
二十三万一千円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの		
十六万一千円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		
九万四千六百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		
五万六千八百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	標準計算法による場合	
二十四万八千円	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		
			_

F 15	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		
六万六千九百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		
三万八千七百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	② (1以外 イ 住宅部分 誘導仕様基準による場合	
四万四千九百円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの		
四万二百円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	標準計算法による場合	
三万三千二百円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの		
三方百円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	仕様・計算併用法による場合	
二万二千二百円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの		
二万七百円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの		合分以
二十三万五千円	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		
十八万八千円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの		
十四万九千円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの		
九万四千三百円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		
三万一千六百円	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		
一万九千五百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの		
一万一千三百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	口 非住宅部分	
十四万八千円	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		
十一万九千円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	がた場合	出 さ れ *
九万四千七百四	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	ものが提出する。	めるものが提
五万二千八百円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	9書類と	
二万三千八百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	7年に掲げて	
一万一千三百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	する法律 の建築物 イ 住宅部分	薬 に関する法律 本 に関する法律
五千八百円		で、背景(1) 一戸建て住宅(1) 一戸建て住宅(1) 一戸建て住宅(1) 一戸建て住宅(1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
について同歌十四の五の項又は十四の五の項又は十四の五の項又は十四の五の項又は十四の五の項又は十四の五の項又は十四の五の項又は十四十四の五の項又は十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四	の六の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)の一切では掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の□及び□に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について一の部第七の款十四の二の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合の大の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)の六の項に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の□及び□に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の上計画認定申請手数料	の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)では「一次の一次では「一次の一次では「一次の一次では一次では「一次では一次では、一の建築物について一の部第七とに同款十四の三の項に掲げる額の手数料を加えた額。建築基準法第八十とに「一次で一次で一次で一次で一次で一次で一次で一次で一次で一次で一次で一次で一次で一	上等に関 の六の原 かったの で は は の かったい は 実物 で は 変物 で は 実物 エネ は 葉物 エネ は 葉物 エネ は 葉物 エネ は まかまり まかまり
七十一万五千円	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		

百二万円	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		
八十九万六千円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの		
七十五万八千円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの		
六十一万五千円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		
四十三万一千円	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		
三十三万四千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの		
二十六万六千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	標準入力法等による場合	
五十万九千円	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		
四十三万四千円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの		
三十六万一千円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの		
二十七万六千円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		
十七万一千円	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		
十二万九千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの		
十万二千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	分 年生宅部 モデル建物法による場合	
四十四万九千円	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		
三十九万円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの		
三十二万九千円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの		
二十二万九千円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		
十三万五千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		
八万一千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	標準計算法による場合	
三十五万四千円	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		
三十万四千円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの		
二十五万六千円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの		
十七万五千円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		
十万円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		
五万九千八百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	仕様・計算併用法による場合	

		仕様・計算併用法による場合	
十二万七千円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの		
八万四千八百円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		
四万六千五百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		
二万六千八百	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	② ①以外 イ 住宅部分 誘導仕様基準による場合	
三万一千五百円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの		
二万八千三百円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	標準計算法による場合	
二万三千三百円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの		
二万一千百円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	仕様・計算併用法による場合	
一万五千百円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの		
一万四千三百円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	(1) 一戸建 誘導仕様基準による場合	合一以外の場
十六万五千円	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		
十三万二千円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の		
十万四千円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの		
六万六千百円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		
二万二千二百円	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		
一万三千八百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの		
八千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	口 非住宅部分	
十万三千円	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		出された場合
人 万三千五百円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の		めるものが是して知事が定
六万六千五百円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの		を示す書類としていること
三万七千円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		る基準に適合 項各号に掲げ
一万六千七百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		第三十条第一に関する法律
八千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	(2) (1)以外 不 住宅部分	性能の向上等
四千百円		(1) 一戸建て住宅	て建築物のエ

性能の向 て建築物のエ (1 ) ギー消費 (一 申請に併せ) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	築物 建築物エネルギー消費性能確保計画																							
戸建て住宅の変更が軽	性能確保計画の変更が軽微						標準1							ロ 非住宅部 モデル						標準計				
微な変更に該当していることの証明	[な変更に該当していることの証明手]						標準入力法等による場合							モデル建物法による場合						標準計算法による場合				
主要料の額は、次の一及び口に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料===語音分の財産和の名言カニ万五十早大フートパピ』のもの	設部分の民国職の会計が一万平丈メートル以	当脳音交の財通和の合計の王子子子 ファールジュー ア平大 メートル未満のもの	トル以上五千平方メートル未満の	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
四千百円	七十一万五千円 交付申請	デー	: <u>王</u> 士 三 万 二 千	四十三万円	三十万一千円	二十三万四千円	十八万六千円	三十五万七千円	三十万四千円	二十五万三千円	十九万三千円	十一万九千円	九万一千百円	七万一千六百円	三十一万四千円	二十七万三千円	二十三万一千円	十六万一千円	九万四千六百円	五万六千八百円	二十四万八千円	二十一万三千円	十七万九千円	十二万二千円

第七 + 九号議案 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

性能の向上等の	条に掲げる軽施行規則第五	当しているこ	として知事が として知事が	合提出された場									合 (一以外の場 (1)						(2)							
の建築物						口 非住宅部分							て住宅   一戸建   仕様基準又は誘導仕様基準による場合		仕様・計算併用法による場合		標準計算法による場合		の建築物   仕様基準又は誘導仕様基準による場合				仕様・計算併用法による場合			
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの
기 위 E	一万六千七百円	三万七千円	六万六千五百円	八万三千五百円	十万三千円	八千円	一万三千八百円	二万二千二百円	六万六千百円	十万四千円	十三万二千円	十六万五千円	一万四千三百円	一万五千百円	二万一千百円	二万三千三百円	二万八千三百円	三万一千五百円	二万六千八百円	四万六千五百円	八万四千八百円	十二万七千円	四万二千円	七万五百円	十二万二千円	十七万九千円

				標準入力法等による場合						<i>0</i> 均	アーロリ外の モデル建物法による場合					ロ 非住宅部分の用途が工場等のみの場合						標準計算法による場合	
トル以上一万平方メー	トル以上五千平方メートル未満のも	トル以上二千平方メー	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	トル未満のも	トル以上一万平方メー	トル以上五千平方メー	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	トル以上千平方メー		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のも	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	ートル以上五千平方メー	トル以上二千平方メートル未満のも	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	言言さらの「万日本ので言え、ニフュニュース・プリン・フレーのする

- ことの証明手数料の額は、それぞれこの表の三の部二の項□の②のハ、同部三の項□の②のハ、又は同部六の項□の②のハに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当している 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における
- 二 | 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第 う。)の額は、それぞれこの表の三の部四の項口の②のロ又は同部五の項口の②のロに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。 を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(以下この表において「向上計画認定申請手数料等」とい 十条第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能
- り行う場合の手数料の額は、この表の三の部二の項目の規定により算出した額とする。 いて同じ。)における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法によ 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物(同項に規定する他の建築物をいう。以下この表にお
- における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物
- ることの証明手数料(以下この表において「適合性判定手数料等」という。)の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合 適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の三の部三の項目の規定により算出した額とする。 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽徴な変更に該当してい
- の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算出した額とする。 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成二十八年政令第八号)第三条に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部
- 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。

計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。

- 建築物(同項に規定する申請建築物をいう。)の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請手数料の額
- 係る額は、この表の三の部四の項の規定により算出した額とする。 当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に当該建築物工ネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は
- は、住戸部分及び共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない 適合性判定手数料等(仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。)又は向上計画認定申請手数料等(誘導仕様基準以外による場合に限る。)について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額
- 十一 適合性判定手数料等(仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。)又は向上計画認定申請手数料等(誘導仕様基準による場合に限る。)について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用 部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。
- 十二.適合性判定手数料等又は向上計画認定申請手数料等について、住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、この表の三の部二の項闩の①若しくは□の①、同部三の項闩の①若しくは□の①、同部四の の項目の①若しくは口の①、同部五の項目の①若しくは□の①又は同部六の項目の①若しくは□の①に掲げる額とする。
- 十三 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第四条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネル ギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、この表の三の部二の項口の②の ロ、同部三の項口の②のロ又は同部六の項口の②のロに掲げる工場等のみの場合とみなして算出した額とする。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(提案理由)

第六十九号)の施行に伴い、 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー 建築物エネルギー消費性能 適合性判定手数料に係る規定を改めるほか、 消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律 所要の改正を行う必要が

ある。